

平成 19 年 10 月 31 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

自己株式（普通株式）の取得に関するお知らせ
（会社法第 459 条第 1 項第 1 号の規定による定款の定めに基づく
同法第 156 条第 1 項の規定による自己株式の取得）

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 くろやなぎ のぶお 畔柳 信雄）は、本日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項第 1 号の規定による定款の定めに基づく同法第 156 条第 1 項の規定により、自己株式を取得することを決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 1 億 5,000 万株（上限）
（普通株式の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.43%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,500 億円（上限） |
| (4) 取得する期間 | 平成 19 年 12 月 3 日～平成 20 年 3 月 24 日 |

（ご参考）平成 19 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有

普通株式の発行済株式総数（自己株式を除く）	10,487,294,143 株
自己株式数	374,349,647 株

以 上

ご注意：この文書は、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループの自己株式（普通株式）の取得に係わり、一般に公表するための発本文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。